神奈川県情報公開条例施行規則

新

第1条(略)

第1条(略)

(条例第3条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法)

- 第2条 神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第3条第1項第2号|第2条 神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第3条第1項第3号 に規定する実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。
 - (1) 条例第3条第1項第2号に規定する資料(以下この条において単に 「資料」という。)が専用の場所において適切に保存されていること。
 - (2) 資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されている こと。
 - (3) 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。
 - ア 資料に条例第5条各号に規定する非公開情報が記録されていると認め られる場合に、当該資料(当該非公開情報が記録されている部分に限 る。) の一般の利用を制限すること。
 - イ 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他 の団体(国又は独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号) 第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。) を除 く。) 又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過 するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。
 - ウ 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損 を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原 本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間 を制限すること。
 - (4) 資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一 般の閲覧に供されていること。
 - (5) 資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を 講じていること。

(行政文書公開請求書に記載することができる事項等)

- 第3条 条例第9条第1項の請求書には、行政文書の公開の請求(以下「公開|第3条 条例第9条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、条例第 請求」という。)に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することが できる。
- (1) 求める公開の実施の方法(条例第13条第2項に規定する方法に限

(行政文書から除く電磁的記録)

に規定する実施機関が定める電磁的記録は、次に掲げる電磁的記録とする。

旧

- (1) 会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されて いる電磁的記録
- (2) 書式情報(文書の体裁に関する情報をいう。)を含めて磁気ディスク 等に記録されている電磁的記録

(行政文書公開請求書の記載事項等)

13条第2項に規定する公開の方法のうち、行政文書の公開の請求(以下「公 開請求」という。)をしようとするものが求める公開の方法とする。

新 旧 る。) (2) 事務所(行政文書の公開の実施を行う場所として条例第10条第2項に 規定する書面において記載された場所をいう。以下同じ。)における公 開の実施を求める場合にあっては、当該事務所における公開の実施を希 望する日 (3) 写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっ ては、その旨 2 (略) 2 (略) (公開請求に対する諾否決定の通知) (公開請求に対する諾否決定の通知) 第4条(略) 第4条(略) (新規) 2 条例第10条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 求めることができる公開の実施の方法 (2) 事務所における公開を実施することができる日、時間及び場所並びに 事務所における公開を希望する場合にあっては、条例第13条第4項の規 定による申出をする際に当該事務所における公開を実施することができ る日のうちから事務所における公開の実施を希望する日を選択すべき旨 3 行政文書公開請求書に前条第1項各号に掲げる事項が記載されている場合 (新規) における条例第10条第2項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわ らず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 (1) 前条第1項第1号の方法による行政文書の公開を実施することができ る場合(事務所における公開については、同項第2号の日に実施するこ とができる場合に限る。) その旨及び前項各号に掲げる事項(同条第 1項第1号の方法に係るものを除く。) (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項 第5条・第6条(略) 第5条・第6条(略) (第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知) (第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知) 第7条 条例第12条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次 |第7条 条例第12条第1項及び第2項に規定する実施機関の定める事項は、次 に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合 に掲げる事項(第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合 に限る。)とする。 に限る。)とする。 (1) (略) (1) (略) (2) 条例第12条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由 (2) 条例第12条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定 を適用する理由 (3) • (4) (略) (3) • (4) (略)

2 · 3 (略)

第8条(略)

(行政文書の閲覧又は視聴の実施)

第9条(削除)

を複写したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に 出力した物及び人事委員会が適当と認める方法により公開されるものを含 む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴をするときは、当該行政文 書を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

新

|2 前項の規定に違反する者に対しては、人事委員会は、行政文書の閲覧又は|3 前2項の規定に違反する者に対しては、人事委員会は、行政文書の閲覧又 視聴を中止させ、又は禁止することができる。

第10条 (略)

(公開の実施の方法等の申出)

- 第11条 条例第13条第4項の規定による申出は、行政文書公開実施方法等申出 書(第10号様式)により行わなければならない。
- 2 条例第13条第4項の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 求める公開の実施の方法(公開決定に係る行政文書の部分ごとに異なる 公開の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの公 開の実施の方法)
- (2) 公開決定に係る行政文書の一部について公開の実施を求める場合にあ っては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における公開の実施を求める場合にあっては、当該事務所におけ る公開の実施を希望する日
- (4) 写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっ ては、その旨
- 3 第4条第3項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第10条第2項に規定 する通知があった場合において、第3条各号に掲げる事項を変更しないとき は、条例第13条第4項の規定による申出は、することを要しない。

(更に公開を受ける旨の申出等)

第12条 条例第13条第6項の規定による申出は、行政文書再公開申出書(第11| **号様式**)により行わなければならない。

2 · 3 (略)

第8条(略)

(行政文書の閲覧又は視聴の実施)

第9条 行政文書(行政文書を複写したもの並びに前条に規定する専用機器に より再生したもの、用紙に出力した物及び人事委員会が適当と認める方法に より公開されるものを含む。以下この条において同じ。)の閲覧又は視聴 は、人事委員会が指定する期日及び場所において行わなければならない。

旧

条例第11条第3項に規定する公開決定を受けた者が、行政文書(行政文書 2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書 を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損してはならない。

は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

第10条 (略)

(新規)

(行政文書の公開に係る催告)

(新規)

新	旧
2 条例第13条第7項の規定による催告は、行政文書の公開に係る催告書(第	第11条 条例 <u>第13条第4項</u> の規定による催告は、行政文書の公開に係る催告書
<u>12号様式)</u> により行うものとする。	<u>(第10号様式)</u> により行うものとする。
(諮問をした旨の通知)	(諮問をした旨の通知)
第13条 条例第17条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書 <u>(第13号</u>	第12条 条例第17条の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書 <u>(第11号</u>
<u>様式)</u> により行うものとする。	<u>様式)</u> により行うものとする。
<u>第14条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
(情報の公表)	(情報の公表 <u>の告示</u>)
第15条 人事委員会は、条例第22条第1項第5号に掲げる事項を定めたとき	第14条 人事委員会は、条例第22条第1項第5号に掲げる事項を定めたとき
は、当該事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとす	は、当該事項を神奈川県公報により告示するものとする。
る。	
<u>第16条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)

第1号様式(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開請求書

<u>年</u> 月 <u>日</u>

神奈川県人事委員会委員長殿

郵便番号

住 所 法人その他の団体にあっては、事務 氏 名 所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

神奈川県情報公開条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

公開請求に係る 行政文書の内容		当該行政文書の件名又は
行政文書の処理 年度	<u>年度</u>	
求める公開の実 施の方法等	□閲覧又は視聴 □写し又は複写した物の交付(□郵送を希望)	
<u>行政文書を管理</u> している課	課	<u>グループ</u>
備考		

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 窓口において行政文書の公開を実施する日について希望がある場合は、その日を 備考欄に記載してください。なお、当該日における公開の実施の可否について は、行政文書公開決定通知書又は行政文書一部公開決定通知書により通知しま す。

第1号様式(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開請求書

<u>年</u> 月 日

神奈川県人事委員会委員長殿

郵便番号

住 所 (法人その他の団体にあって) は、事務所の所在地、名称

氏 名 及び代表者の氏名

電話番号

神奈川県情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

公開請求に係る 行政文書の内容	公開請求に係る特別 名文は知りたいと別い。	空の行政文書が分かるように、行政文書の件 思う事項の概要を具体的に記載してくださ
	行政文書を管理している課	<u>課</u>
	<u>行政文書の処理</u> 年 度	<u>年度</u>
求める公開の方法	□閲覧又は視聴を請す □写し又は複写した物 (□郵送を希望しま	の交付を請求します。
備考		

備考 □のある欄には、該当する□内に**レ**印を記入してください。

第2号様式(第4条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開決定通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

神奈川県人事委員会委員長印

<u>年</u> <u>月</u> <u>日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公</u>開します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。 また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分

があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る 行政文書の内容 公開請求に対し で特定した行政 文書の概要			
で特定した行政			
	て特定した行政		

第2号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開決定通知書

<u>年</u> 月 <u>日</u>

様

神奈川県人事委員会委員長 印

 年
 月
 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る 行政文書の内容			
行政文書の公開 の期日及び場所		<u>日午前・午後 時</u> <u>) にお越しくださ</u> <u>別 にお越しください場合には、あらかじめ</u>	
事務担当課	電話番号	<u>課</u> <u>内線</u>	<u>グループ</u>

(裏)

_(3 2 <u>2</u>)		
	□ <u>あなたが求めた郵送による公開の実</u> す。この通知書に同封した案内に従っ	
	作成に要する費用及び郵送に要する費用	□閲覧又は視聴 □写
	しの交付)及び公開の実施日(の公開の実施をすることができます。: から 時 分までの間に、	年 月 日)で 当該日の 時 分 にお越しくだ
あなたが公開請求	さい。 □ あなたが求めた公開の実施の方法等で	では公開することがで
で求めた公開の実 施の方法による公	きない(あなたから公開の実施の方法等 この通知書に同封した行政文書公開実施	五方法等申出書に必要
開の可否等	事項を記入の上、事務担当課に提出して 施の方法については、(□窓口における) における写しの交付 □郵送による写し	閲覧又は視聴 □窓口
	ることができます。なお、窓口における る場合は、公開の実施を希望する日(
	<u>から</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日までの期間</u> <u>(</u> 開庁日を除く。)に限ります。)を記 <i>7</i>	内のいずれかの日 した行政文書公開実
	施方法等申出書を事前に提出した上で、 分から 時 分までの間に、 ださい。	<u>当該日の</u> <u>時</u> にお越しく
	<u></u> <u>課</u>	グループ
事務担当課	電話番号 内線	!

- 備考 <u>1</u> 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。 削除
 - $\underline{2}$ 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

(旧)

- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 - 2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお 越しいただく場合に記入してあります。
 - 3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

第3号様式(第4条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書一部公開決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

神奈川県人事委員会委員長印

<u>年</u> 月 <u>目に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを</u>御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る 行政文書の内容	
公開請求に対し て特定した行政 文書の概要	
公開することが できない部分及 び理由	(公開することができない部分) (公開することができない理由) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)
時限性公開	上に示した公開することができない理由のうち、 <u>については、年月日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。</u>

第3号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長 🗉

<u>年</u> 月 <u>日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを</u>御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る 行政文書の内容	
公開することができな い 部 分 及 び 理 由	(公開することができない部分の概要) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 <u>号該当</u> (理由)
行政文書の公開の 期日及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、() にお越しください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話 等で担当グループまで御連絡ください。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由が なくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてくださ い。
事務担当課	課 グループ 電話番号 内線

(裏)

(表)_		
	□ あなたが求めた郵送による公開の実施をする	ることができま
	<u>す。この通知書に同封した案内に従って、行</u>	敗文書の写しの
	作成に要する費用及び郵送に要する費用を送っ	ってください。
	□ あなたが求めた公開の実施の方法(□閲覧)	又は視聴 □写
	しの交付)及び公開の実施日(年	月 日)で
	の公開の実施をすることができます。当該日の	の 時 分
	から 時 分までの間に、	にお越しくだ
	さい。	
	□ あなたが求めた公開の実施の方法等では公開	することがで
あなたが公開請求)がない) ので、
で求めた公開の実	- この通知書に同封した行政文書公開実施方法等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
施の方法による公 開の可否等	事項を記入の上、事務担当課に提出してくださ	い。公開の実
<u> </u>		 は視聴 □窓口
		 t) の方法によ
	 ることができます。なお、窓口における公開の	実施を希望す
	る場合、公開の実施を希望する日(年	三 月 日
		- <u>-</u> \ずれかの日
	(閉庁日を除く。)に限ります。)を記入した行	
	施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日	
	分から 時 分までの間に、	<u>ー</u> にお越しく
	ださい。	<u> </u>
		Ha. →
事務担当課	<u>課</u>	グループ
, ,,, ,,, ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	電話番号	
		n 生計 1.

- 備考 <u>1</u> 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。 削除
 - $\underline{2}$ 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 3 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

- <u>備考 1</u> 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 - 2 「行政文書の公開の期日及び場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお 越しいただく場合に記入してあります。
 - 3 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
 - 4 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第4号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開拒否決定通知書

<u>第</u> <u>号</u> 年 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公	開請	求	に係の内	る	NOTE OF THE SECTION STORY OF THE SECTION OF THE SEC
公	開を	拒	む理	! 由	神奈川県情報公開条例 <u>第 条第 項第 </u>
時	限	性	公	開	上に示した公開を拒む理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
市	₹/₹	+111	Ж	≒ ⊞	選 グループ
事_	務	担	当_	課	電話番号 内線

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

(旧)

第4号様式(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開拒否決定通知書

年 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

事	務	担	当	課	課 グループ 電話番号 内線
時	限	性	公	開	上に示した公開を拒む理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくなりますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。
公	開を	拒	む理	由	神奈川県情報公開条例 <u>第 条第 項第 </u>
			の内		
			に係		ンに自り並且は「りた罪している」がいってよりよう。

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期 日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第5号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

 第
 号

 年
 月
 日

様

神奈川県人事委員会委員長印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。 なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係るを書の内容	行政文						
延長後のす	幾 関	日(諾否の決定の期限		<u>年</u>	<u>月</u>	日)	
延長の理	鱼鱼						
事務担当	4 課	課		<u>グル</u>	ープ		
<u> </u>	1 旅	電話番号	内線				

(旧)

第5号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

行政文書公開諾否決定期間延長通知書

<u>年</u> 月 <u>日</u>

様

神奈川県人事委員会委員長

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第4項の規定により、次のとおり諾否の決定期間を延長します。

公開請求に係る行政文書の内容				
決定期間を延長する 理由				
決定期間を延長した 後の諾否の決定を行 う期限	<u>4</u>	<u>年</u> 月	<u> </u>	
事務担当課	電話番号		<u>課</u> 内線	グループ

第6号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書

<u>第</u> <u>号</u>

<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>

様

神奈川県人事委員会委員長印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第5項の規定により、請求があった日から60日以内に行政文書の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文 書の内容					
60日以内に行政文書の すべてについて諾否の 決定を行うことができ ない理由					
行政文書の相当の部分 について諾否の決定を 行う期限		年	月	日	
残りの行政文書につい て諾否の決定を行う期 限		年	月	日	
事務担当課		<u> </u>	果		グループ
デ 切 追 コ 味	電話番号			内線	

(旧)

第6号様式(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書

年 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報公開条例第10条第5項の規定により、請求があった日から<u>起算して</u>60日以内に行政文書の相当の部分について諾否の決定を行い、残りの行政文書については、相当の期間内に諾否の決定を行いますので、次のとおり通知します。

なお、諾否の決定を行ったときは、通知します。

公開請求に係る行政文書の内容					
60日以内に行政文書の すべてについて諾否の 決定を行うことができ ない理由					
行政文書の相当の部分 について諾否の決定を 行 う 期 限		年	月	日	
残りの行政文書につい て諾否の決定を行う期 限		年	月	日	
事務担当課	電話番号		<u>課</u> 内線		グループ

第7号様式(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開請求事案移送通知書

<u>第</u> 号

<u>年</u>月日

様

神奈川県人事委員会委員長 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報 公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。 なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

743、7 及00阳日0000C	. サに フィ・C は、197	○で 又 () /こ大/旭/双因	(C454 . C114 . T) .
公開請求に係る行政文書 の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の		局(所)	室・部
事務担当室課所		課	グループ (班)
7-10/12 I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	電話番号	<u> </u>	<u> </u>
事案を移送した理由			
移送を <u>した</u> 事務担当課		<u>課</u>	<u>グ</u> ループ
	電話番号	内線	

(目)

第7号様式(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開請求事案移送通知書

<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>

様

神奈川県人事委員会委員長 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、神奈川県情報 公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。 なお、今後の諾否の決定等については、移送を受けた実施機関において行います。

公開請求に係る行政文書の内容			
移送を受けた実施機関			
移送を受けた実施機関の事務担当課所	<u>局(所)</u> 電話番号	<u>室・部</u> <u>課</u> <u>内線</u>	グループ(係)
事案を移送した理由			
移送を <u>した実施機関</u> の_事 務 担 当 課	<u>電話番号</u>	課 内線	グループ

第8号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

意見書提出機会付与通知書

第 号

<u>年</u>月 旦

様

神奈川県人事委員会委員長 印

神奈川県では、管理している行政文書についての公開をするため、神奈川県情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありましたが、この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第12条第1項(第2項)の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る行政文 書の内容				
公開請求に係る行政文 書に記録されているあ なたに関する情報の内 容				
公開請求の年月日		年 月	目	
条例第12条第2項各 号のいずれに該当する かの別及びその理由	条例第12条第2項第 (理由)	<u> </u>	-	
意見書の提出期限		年 月	日	
事務担当課		課		<u>グループ</u>
尹 初 造 コ 味	電話番号	<u>内</u>	線	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

(旧)

第8号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

意見書提出機会付与通知書

<u>年 月 日</u>

様

神奈川県人事委員会委員長印

神奈川県では、管理している行政文書についての公開をするため、神奈川県情報公開条例を定めています。今回、あなたに関する情報が記録されている行政文書について、神奈川県情報公開条例第4条の規定に基づき公開請求がありましたが、この行政文書を公開することに関し、意見書を提出することができますので、同条例第12条第1項(第2項)の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に係る行政文書 に記録されているあなた に関する情報の内容	
公開請求があった日	年 月 日
条例第12条第2項の規定 による通知の場合の 第1号又は第2号の適用 の区分及び当該規定 を適用する理由	条例第12条第2項第 <u>号適用</u> (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先(事務担当課)	所在地 郵便番号 課 グループ 電話番号 内線

第9号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長 印

あなたに関する情報が記録されている行政文書を公開しますので、神奈川県情報公開条例第12条第3項(第18条第2項において準用する第12条第3項)の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

 公開請求に係る行政文書に記録されているあなたに関する情報の内容

 公開決定をした理由

 公開を実施する日
 年月日

 事務担当課
 連

 がループ電話番号
 内線

(目)

第9号様式(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開通知書

年 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長印

あなたに関する情報が記録されている行政文書を公開しますので、神奈川県情報公開条例第12条第3項(第18条第2項において準用する第12条第3項)の規定により、次のとおり通知します。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内に、神奈川県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として(訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県人事委員会となります。)、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容					
公開請求に係る行政文書 に記録されているあなた に関する情報の内容					
公開決定をした理由					
公開を実施する日		年	月	日	
事務担当課			課		グループ
	電話番号		内線		

第 10 号様式(第 11 条関係)(表)(用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

行政文書公開実施方法等申出書

年 月 日

神奈川県人事委員会委員長殿

 住
 所

 氏
 名

 所の所在地、名称及び代表者の氏名

 電話番号

神奈川県情報公開条例第13条第4項の規定により、次のとおり申し出ます。

11 24 7 12 14 14 14 14 14 14	7,77,710 7,67,71 X 10 7,74,72,11 CT	
行政文書(一部)公開決定通知書の記号及び番号並びに日付	記号及び番号 第 号 旦付 年 月 旦	
<u>求める公開の実</u> 施の方法等	□ 窓口における公開 1 実施の方法 □閲覧又は視聴 □写し又は複写した物の交付 2 実施を希望する日 年 月 日 □ 写し又は複写した物の送付(郵送)	
事務担当課	<u>課</u>	グループ

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に**レ**印を記入してください。
 - 2 行政文書の一部のみの公開の実施を求める場合又は行政文書について部分ご とに異なる方法による公開の実施を求める場合は、裏面の所定の欄に必要事項 を記入の上、提出してください。

(新規)

(新規)

行政文書の一部のみの公 開の実施を求める場合の 当該部分の内容	
行政文書について部分ご とに異なる方法による公 開の実施を求める場合に おける当該部分ごとの内 容	(閲覧又は視聴を求める部分の内容)
	(写し又は複写した物の交付を求める部分の内容)

(旧)

(新規)

第 11 号様式 (第 12 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦長型)

行政文書再公開申出書

<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>

神奈川県人事委員会委員長殿

郵便番号

 住
 所

 近
 名

 近
 本

 所の所在地、名称及び代表者の氏名

 電話番号

神奈川県情報公開条例第13条第6項の規定により、次のとおり申し出ます。

再公開を求める 行政文書の内容	(再公開の申出に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容 を具体的に記載してください。
行政文書 (一部) 公開決定通知書 の記号及び番号 並びに日付	<u>記号及び番号</u> <u>第</u> 旦付 年 月 旦
<u>最初に公開を受</u> <u>けた日</u>	年 月 旦
再公開の実施の 方法等	□ 閲覧又は視聴□ 写し又は複写した物の交付(□郵送を希望)
± 2/2 40 1/2 ==	<u>課</u> <u>グループ</u>
事務担当課	<u>電話番号</u> 内線
備考	

備考 □のある欄には、該当する□内に**レ**印を記入してください。

第12号様式(第12条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書の公開に係る催告書

 第
 号

 年
 月

 日

様

神奈川県人事委員会委員長印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、 年 月 日付けで公開決定した旨を通知しましたが、あなたは、まだ当該行政文書の公開を受けていませんので、 年 月 日までに行政文書の公開を受けてください。 なお、同日までに正当な理由なく行政文書の公開を受けないときは、神奈川県情報公開条例第13条第7項の規定により、当該行政文書の公開は実施されたものとみなされます。

	(公開請求に係る行政文書の内容)
公開請求に係る行政	
文書の内容及び求め	
る公開の実施の方法	(求める公開の実施の方法等)
等	□閲覧又は視聴
	□写し又は複写した物の交付(□郵送を希望)
	年 月 日までに、()にお越しく
行政文書の公開の場所	ださい。お越しになる日については、あらかじめ電話等で担当
	グループまで御連絡ください。
事務担当課	<u>課</u> <u>グループ</u>
学 伤 担 コ 味	電話番号

削除

第10号様式(第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書の公開に係る催告書

年 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長 印

年 月 日に請求のありました行政文書の公開については、 年 月 日付けで公開決定した旨を通知しましたが、あなたは、まだ当該行政文書の公開(閲覧等、写し等の交付)を受けていませんので、 年 月 日までに行政文書の公開を受けてください。

なお、同日までに正当な理由なく行政文書の公開を受けないときは、神奈川県情報公開 条例第13条第4項の規定により、当該行政文書の公開は実施されたものとみなされます。

政	開請文書める	の内	容及	とび	□閲覧又は視聴□写し又は複写した物の交付(□郵	送を希望)_
行	政文書	の公	開のは	揚所	年 月 日までに、(ください。お越しになる日について 担当グループまで御連絡ください。	,
事	務	担	当	課	<u>課</u> <u>電話番号 内線</u>	<u>グループ</u> 表

備考 「行政文書の公開の場所」の欄は、行政文書の公開を受けるためにお越しいただく 場合に記入してあります。

第13号様式(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

情報公開審查会諮問通知書

第 号

<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>

様

神奈川県人事委員会委員長印

行政文書の公開請求に係る諾否決定等に係る審査請求について、神奈川県情報公開条例 第16条の規定により神奈川県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第17条の規定に トル かのとおり通知します

より、MのC40 7									
諾否決定等に係る 行政文書の内容									
審査請求の内容									
審査請求があった日		年	月	日					
審査会に諮問した日		年	月	日					
事務担当課			<u> </u>	<u>果</u>		グループ			
デ 切 造 コ 味	電話番号				内線	-			

(旧)

第11号様式(第12条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

情報公開審查会諮問通知書

<u>年</u> 月 日

様

神奈川県人事委員会委員長 回

行政文書の公開請求に係る諾否決定等に係る審査請求について、神奈川県情報公開条例 第16条の規定により神奈川県情報公開審査会に諮問しましたので、同条例第17条の規定に より、次のとおり通知します。

0. 7 (0. 2 0. 40) 20/11 0 00	/ 0				
諾否決定等に係る 行政文書の内容					
審査請求の内容					
審査請求があった日		年	月	H	
審査会に諮問した日		年	月	H	
事務担当課	電話番号			<u>課</u> 内線	グループ